

## **医療安全管理のための指針**

- 1. 安全管理体制の構築：院内の安全管理体制の構築および推進、事故の内容や緊急性に応じて適宜対策を立案できる組織体制を構築する。**
- 2. 医療安全に関する職員への教育・研修の実施：医療安全管理者は、職種横断的な医療安全活動の推進や部門を超えた連携に考慮し、職員教育・研修の企画、実施、実施後の評価と改善を行う。**
- 3. 医療事故を防止するための情報収集・分析・対策立案・フィードバック・評価を行う。**
- 4. 医療事故への対応：医療安全管理者は、事前に事故の発生に備えた対応を検討する。さらに、再発防止のための事例の調査や報告書の取りまとめ等に協力し、あわせて院内各部署への周知を図る。**
- 5. 安全文化の醸成：全職員が医療安全について自らのこととして考え、医療現場から積極的に取り組むよう、職場の医療安全意識を高める。**

**社会医療法人康陽会中嶋病院  
医療安全管理部門**